

3 (略)	口 国債、地方債又は政府保証債を担保する金銭の貸付け ハ 国債、地方債又は政府保証債の売戻条件付売買
3 (略)	(商品取引清算機関における取引証拠金の分別管理)
2 (略)	商品取引清算機関は、法第百七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。
2 (略)	商品取引清算機関は、法第百七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。
2 (略)	商品取引清算機関は、法第百七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。
3 (略)	信託業務を営む金融機関への金銭信託であつて、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約をしたもの又は次に掲げる方法により信託財産に属する金銭を運用するもの（取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。） イ 前二号に掲げる方法 ロ 国債、地方債又は政府保証債を担保とする金銭の貸付け ハ 国債、地方債又は政府保証債の売戻条件付売買

この省令は、令和七年六月十六日から施行する。

口 国債、地方債又は政府保証債を担保する金銭の貸付け
ハ 国債、地方債又は政府保証債の売戻条件付売買

3
(略)

(商品取引清算機関における取引証拠金の分別管理)

第七十四条 (略)

2 商品取引清算機関は、法第百七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。

一 (略)

二 国債、地方債又は政府保証債の保有

三 信託業務を営む金融機関への金銭信託

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約をしたもの又は次に掲げる方法により信託財産に属する金銭を運用するもの（取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）
イ 前二号に掲げる方法
ロ 国債、地方債又は政府保証債を担保とする金銭の貸付け
ハ 国債、地方債又は政府保証債の売戻条件付売買

○消費者庁告示第五号
令和七年度消費生活相談員資格試験の実施について、消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）第八条の三第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

第一 一般財團法人日本産業協会において実施する消費生活相談員資格試験
令和七年六月十六日
試験の名称 二〇二五年度消費生活アドバイザーライセンス試験

消費者庁長官 新井ゆたか
試験日、試験時間及び出題形式

二 試験日
(一) 第一次試験

試験日	試験時間	出題形式
令和七年十月四日（土） 十月五日（日）	十四時から十六時まで 十時三十分から十二時三十分まで	択一式及び○×式試験
十月十一日（土） 十二日（日）	十時三十分から十二時三十分まで 十四時から十六時まで	
十月十二日（日）	十時から十一時まで	
試験日	試験時間	出題形式

(注) 「択一式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式であり、「○×式」とは、文章の内容について正誤を選択する形式である。

(二) 第二次試験（第一次試験合格者に對し実施）

試験日	試験時間	出題形式
令和七年十一月三十日（日）	十一時二十分から順次（十分）	論文試験
	十一時から十一時まで	面接試験

三 試験科目

(一) 商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目
(二) 消費者行政に関する法令に関する科目
(三) 消費生活相談の実務に関する科目
(四) 消費生活一般に関する科目
(五) 消費者のための経済知識に関する科目

(注二) 出題根拠となる法令等については、試験を実施する年の四月一日現在施行されているものについて出題する。ただし、既に公布され、施行を控えた法律の概要について問う問題が出題され得る。
(注二) 受験申込時に、試験の一部免除措置の適用を受けた者については、第二次試験のうち面接試験が免除される。

四 試験地及び試験場所
(一) 第一次試験

府県 四十七都道	試験地 試験場所
CBTソリューションズのウェブサイト (https://cbt-s.com/testcenter/) に掲載されているテストセンター	

そ の 他 告 示

(二) 第二次試験

試験地	試験場所
北海道	d e AUNE さっぽろ
東京都	札幌市東区北六条東四の一の七 拓殖大学 文京キャンパス
愛知県	文京区小日向三の四の十四 中京大学 名古屋キャンパス
大阪府	名古屋市昭和区八事本町一〇一の二 大阪南YMC A
福岡県	大阪市天王寺区南河堀町九の五十二 ピヨン24
福岡市博多区千代一の十七の一	

試験日	試験時間	試験時間	出題形式
令和7年10月18日(土)	十時三十分から十二時三十分まで	十三時三十分から十五時まで	マークシート式試験
(二) 第二次試験(第一次試験合格者に對し実施)			論文試験

三 試験科目

令和7年12月13日(土) (川崎、大阪及び福岡)	十時から十七時までのうち指定する時間(十分から十五分程度)	面接試験
令和7年12月14日(日) (仙台及び名古屋)		

三 試験科目

(一) 商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目	
(二) 消費者行政に関する法令に関する科目	
(三) 消費生活相談の実務に関する科目	
(四) 消費生活一般に関する科目	

(五) 消費者のための経済知識に関する科目
(注一) 出題根拠となる法令等については、試験を実施する年の五月一日時点で施行されているものについて出題する。ただし、既に公布され、施行を控えた法律の概要について問う問題が出題され得る。

(注二) 「論文試験」及び「面接試験」は、(三)の試験科目について出題する。

(注三) 受験申込時に、試験の一部免除措置の適用を受けた者については、第二次試験が免除される。

四 試験地及び試験場所

(一) 第一次試験

試験地	試験場所
北海道	北農健保会館
宮城県	札幌市中央区北四条西七の一の四 東京エレクトロンホール宮城
秋田県	仙台市青葉区国分町三の三の七 秋田アトリオン
栃木県	秋田市中通二の三の八 栃木県総合文化センター
埼玉県	宇都宮市本町一の八 さいたま共済会館
	さいたま市浦和区岸町七の五の十四

(一) 受験手続の問合せ先
(一) 消費生活アドバイザー受験サポートセンター
電話番号 ○三一五二〇九一〇五五三
○一〇一〇二二 東京都千代田区神田練塀町三 A K Sビル六階
(二) 一般財団法人日本産業協会
電話番号 ○三一三二五六一七七三一
一〇一〇四七 東京都千代田区内神田二の十一の一
九 資格の付与及び資格証の交付 第二次試験に合格した者に対し、合格証を交付する。また、第二次試験合格後に登録管理手数料(税込一万一千円)を納付し登録申請を行った者に対し、消費生活アドバイザー資格を付与し、資格を証明する資格証を交付する(当該資格証には、消費生活相談員資格についても記載する)。
十 その他 地震、台風、水害等の災害その他の事由により試験を中止する場合、その旨を、一般財団法人日本産業協会ウェブサイトに掲載するとともに、受験申込時に登録された電子メールアドレスに電子メールを送付する方法により通知する。

千葉県	千葉県消費者センター 船橋市高瀬町六十六の十八
東京都	ワイメ貸会議室高田馬場 新宿区高田馬場一の二十九の九 TDビル
富山県	富山県民会館 富山市新総曲輪四の十八
長野県	長野市生涯学習センター 長野市大字鶴賀問御所町千二百七十一の三 TOiGO WEST
静岡県	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」 静岡市駿河区馬渓一の十七の一
愛知県	名古屋市中小企業振興会館（吹上ホール） 名古屋市千種区吹上二の六の三
滋賀県	ピアザ淡海（滋賀県立県民交流センター） 大津市におの浜一の一の二十
大阪府	大阪市北区梅田一の一の三の千七百 鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）
岡山県	岡山国際交流センター 岡山市北区奉還町二の二の一
徳島県	徳島県鳴門合同庁舎 鳴門市撫養町立岩字七枚百二十八
愛媛県	テクノプラザ愛媛（本館） 松山市久米窪田三百三十七の一
福岡県	J R E 天神クリスタルビル貸会議室 福岡市中央区天神四の六の七
佐賀県	佐賀市文化会館 佐賀市日の出の一の二十一の十
大分県	大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」 大分市東春日町一の一 N S 大分ビル
鹿児島県	カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター） 鹿児島市山下町十四の五十
沖縄県	沖縄産業支援センター 那覇市字小禄千八百三十一の一

（注） 試験場所は、受験申込みの状況等により、同一地域内の別会場に変更となる場合がある。

（二） 第二次試験

試験地	試験場所
宮城県	東京エレクトロンホール宮城
神奈川県	仙台市青葉区国分町三の三の七 川崎市産業振興会館
愛知県	川崎市幸区堀川町六十六の二十 ウインクあいち
大阪府	新大阪丸ビル新館 大阪市東淀川区東中島一の十八の二十七
福岡県	八重洲博多ビル 福岡市博多区博多駅東二の十八の三十

（注） 試験場所は、受験申込みの状況等により、同一地域内の別会場に変更となる場合がある。

五 受験申込みの受付期間 令和七年六月十六日（月）から同年七月三十一日（木）まで。なお、郵

送による申込みの場合は、同日の消印があるものまで有効とする。

六 試験の実施に関する業務を行う者 この試験は、消費者安全法第十一条の十一第一項の規定に基づき登録試験機関として登録された次の者が行うものとする。

独立行政法人国民生活センター 東京都港区高輪三の十三の二十二

七 受験手続 受験の手続は、次のとおりとする。

（一） 試験を受けようとする者は、郵送又はウェブサイトを通じ、受験申込書を提出すること。

（二） 受験申込書には、写真（受験申込書の提出の日前六月以内に、帽子を付けず無背景で撮影した正面と身像のもので、裏面に氏名を記載したもの。大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートル）及び受験手数料払込票を受験申込書の所定欄に貼付し、郵送すること。

写真及び受験手数料払込票をウェブサイトを通じて提出する場合は、所定箇所にアップロードすること。

（三） 試験の一部免除の申請を行う者は、その必要書類を併せて郵送又はウェブサイトを通じ、提出すること。

（四） 所定の受験手数料（税込一万四千三百円）は、独立行政法人国民生活センターが指定する口座（ゆうちょ銀行）に振り込む方法により納付すること。

（五） 郵送により提出する場合、受験申込書等は、簡易書留郵便で送付すること。

（六） 受験申込書及び受験要項は、独立行政法人国民生活センター「ウェブサイトからダウンロードすること。なお、郵送を希望する場合は、送付先を記した返信用封筒（角形二号、百八十円分切手貼付）を同封して、独立行政法人国民生活センター教育研修部資格制度課宛てに申し込むこと。

（七） 受験申込書及び受験要項の頒布期間は、令和七年四月九日（水）から同年七月三十一日（木）までとする。

八 受験手続の問合せ先

(一) 国民生活センター消費生活相談員資格試験 ヘルプデスク

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

二十五条第一項の規定により、次のように保安林

受験申込書郵送先 二七〇一三九一 印西郵便局私書箱七号(日本通信紙株式会社内)

(注) 国民生活センター消費生活相談員資格試験ヘルプデスクは、令和七年六月十三日(金)から同年九月十七日(水)まで開設する。

(二) 独立行政法人国民生活センター 教育研修部 資格制度課

電話番号 ○三一三四四三一七八五五

一〇八一八六〇二 東京都港区高輪三の十三の二十二

合格証の交付 試験に合格した者に対し、消費生活相談員資格試験合格証を交付する。

その他 地震、台風、水害等の災害その他の事情により試験を中止する場合 その旨を、ウェブ

サイト「消費生活相談員資格試験お知らせサイト」に掲載するとともに、該当する会場における受験を予定している者のうち、受験申込時に電子メールアドレスを登録した者に対し、電子メールを送付する方法により通知する。

○総務省告示第二百二十二号

危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)第五十八条の十五第六項の規定に基づき、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十六条の四第二項に規定する指定講習機関として指定した一般財團法人全国危険物安全協会から主たる事務所の所在地の変更の届出があつたので、

同規則第五十八条の十五第七項の規定に基づき、次のように公示する。

令和七年六月十六日

外務大臣 岩屋 豊

毅

る。

○農林水産省告示第九百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

二十五条第一項の規定により、次のように保安林

の指定をする。

令和七年六月十六日

○農林水産省告示第九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 高知県吾川郡いの町高藪字土居一八四の一、一八四の二、一八五の一から一八五の五まで

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を高知県及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を高知県及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を高知県及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 高知県吾川郡いの町小川新別字石ヶ谷二三三六

二 指定の目的 水源の涵養

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を高知県及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を高知県及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を高知県及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 鳥取県鳥取市河原町小河内字鳥羽六六二の二六、字奥山九三五の一〇六から九三五の一〇八まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を鳥取県及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を鳥取県及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を鳥取県及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 山梨県南巨摩郡身延町遅沢字将賢林一九九七、一九九八

二 指定の目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を高知県及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を高知県及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を高知県及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 三重県度会郡度会町鮎川字椿原九七一、九七二（次の図に示す部分に限る）、字中黒谷一〇八六の一、一〇八六の二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 立木に係る伐採種は、定めない。

2 立木として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を三重県度会町役場に備え置いて縦覧に供する。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を三重県度会町役場に備え置いて縦覧に供する。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を三重県度会町役場に備え置いて縦覧に供する。

○環境省告示第五号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第十二条第二号及び表第三の規定に基づき、次の機関を登録したので、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第三十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月十六日

環境大臣 浅尾慶一郎

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 登録の年月日 令和七年六月十六日

(二) 登録番号 第五号の一

(三) 登録を受けた者の名称 株式会社Gakken LX

(四) 登録を受けた者の氏名 岩藤 匡史

(五) 法人である場合の代表者の氏名 岩藤 匡史

(六) 講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 株式会社Gakken LX 東京都品川区西五反田二丁目十一番八号

四 関東地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月十六日

関東地方整備局長 岩崎 福久

五 路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所

三 五百七十九号 船橋市西浦二丁目七番七から同市西浦二丁目七番一〇ま 関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

六 供用開始の期日 令和七年六月十六日

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 立木に係る伐採種は、定めない。

2 立木として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(次の一とおり)は、省略し、その関係書類を中国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月十六日

中国地方整備局長 林 正道

七 路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所

三 十 号 岡山市南区藤田字錦一六七〇番五地内 中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

八 供用開始の期日 令和七年六月十六日

大野 邦義	工藤 邦生	小林 知子	○叙勲
塙谷恒一郎	滝谷 蕃	千賀 公雄	(雲仙市議会議員)
武田 亮三	中村 英男	長内 和夫	旭日双光章を授ける
村上 定弘	山田 大資	依田 章	旭日单光章を授ける (以上五月八日)
従六位に叙する (各通)		中谷 博	瑞宝单光章を授ける (各通) (以上五月十二日)
正七位に叙する		大谷 孝雄	瑞宝单光章を授ける (五月十三日)
従七位に叙する (各通) (以上五月十日)	城 正洋	森河 義忠	旭日单光章を授ける (五月九日)
正五位に叙する (各通)	滝澤 福吉	英 昌昭	旭日单光章を授ける (群馬県神流町長)
従五位に叙する (各通)	福島 裕彦	正孝	旭日小綬章を授ける (各通)
正六位に叙する (各通)	渡辺 安枝	守太	旭日单光章を授ける (以上五月十日)
従五位に叙する (各通)	岩田 昭敏	英 昌昭	小出 昭榮
正六位に叙する (各通)	村上 和雄	正孝	田中銘之助
従五位に叙する (各通)	新 植松 佳子	横田 泰男	瑞宝中綬章を授ける (奈良工業高等専門学校名譽教
正七位に叙する	中道 實 竹本 古井	智治 滋	授)
従六位に叙する (各通)	山下 恭秀	一弘 三郎	瑞宝小綬章を授ける
正七位に叙する	伊東 隆	山根 哲臣	古仁所 敦
従七位に叙する (各通) (以上五月十一日)	吉本 正照	吉本 正照	瑞宝双光章を授ける (各通) (以上五月八日)
従五位に叙する	執行 平生	執行 平生	瑞宝双光章を授ける (各通)
従五位に叙する	松井 孝夫	丸山 敏夫	瑞宝双光章を授ける (各通)
正七位に叙する (各通) (以上五月十一日)	鈴木 博	山田 雅博	瑞宝双光章を授ける (各通)
従六位に叙する (各通)	玉衛 浩二	城 正洋	瑞宝双光章を授ける (各通)
従七位に叙する (以上五月十一日)	武澤 正美	石井 有良	瑞宝双光章を授ける (各通) (以上五月十日)
従六位に叙する (各通)	松本 英次	瑞宝单光章を授ける (各通)	瑞宝单光章を授ける (各通)
正七位に叙する (以上五月十五日)	宮崎 修司	西垣 克	瑞宝单光章を授ける (以上五月十五日)
従六位に叙する (各通) (以上五月十七日)	永石 喜八	岩田 和広	瑞宝单光章を授ける (以上五月十七日)
正七位に叙する (各通) (以上五月十八日)		山根 哲臣	瑞宝双光章を授ける (各通) (以上五月十一日)

印 史 事 項

人事院事務総局公示第3号

人事院事務総長は、人事院規則2-4(人事院の職員に対する権限の委任)第4項の規定に基づき、昭和60年人事院事務総局公示第1号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和7年6月16日 人事院事務総長 佐々木雅之

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改	正	後	改	正	前
1 (略)	1 (略)		1 (略)	1 (略)	
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務		2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務	
一・二 (略)	一・二 (略)		一・二 (略)	一・二 (略)	
三 人事院規則8-18に規定する次に掲げる事項	三 人事院規則8-18に規定する次に掲げる事項		三 人事院規則8-18に規定する次に掲げる事項	三 人事院規則8-18に規定する次に掲げる事項	

(1) 第12条第1項第3号の規定に基づき、第3条第1項、第2項並びに第3項第3号及び第9号に掲げる採用試験並びに経験者採用試験である採用試験の受験の申込みを受理すること。

(2)～(7) (略)

3・4 (略)

執行 平生

監視事項

瑞宝双光章を授ける 松井 孝夫 丸山 敏夫

信任状捧呈式

瑞宝单光章を授ける (各通) (以上五月十二日) 玉衛 浩二

瑞宝单光章を授ける (五月十三日) 小林 清次

瑞宝单光章を授ける (五月十四日) 武澤 正美

瑞宝单光章を授ける (五月十五日) 松本 英次

瑞宝单光章を授ける (以上五月十七日) 宮崎 修司

瑞宝双光章を授ける (各通) 小原 忠美

瑞宝双光章を授ける (各通) 前田 哲

瑞宝双光章を授ける (各通) 松井 孝夫 丸山 敏夫

瑞宝单光章を授ける (各通) 玉衛 浩二

瑞宝单光章を授ける (五月十三日) 小林 清次

瑞宝单光章を授ける (五月十四日) 武澤 正美

瑞宝单光章を授ける (五月十五日) 松本 英次

瑞宝单光章を授ける (以上五月十七日) 宮崎 修司

瑞宝双光章を授ける (各通) 小原 忠美

瑞宝双光章を授ける (各通) 前田 哲

瑞宝双光章を授ける (各通) 松井 孝夫 丸山 敏夫

瑞宝单光章を授ける (各通) 玉衛 浩二

瑞宝单光章を授ける (各通) 小原 忠美

瑞宝单光章を授ける (各通) 前田 哲

瑞宝单光章を授ける (各通) 松井 孝夫 丸山 敏夫

瑞宝双光章を授ける (各通)

天皇陛下は、ローマ教皇レオ十四世台下の教皇就任に際し、六月十日御祝電を発せられた。

呈式を行われた。

六月十二日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在スーダン特命全権大使エルライヤフ・モハメド・エルアワド・ハイドゥーブの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、ローマ教皇レオ十四世台下の教皇就任に際し、六月十日御祝電を発せられた。

公 告

相 告 告

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

熊本地方検察庁検察官
令和5年検第349・350号国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反被告事件（令和5年領第891号）
1. 現金118,000円 2. 現金50,000円 3. 茶封筒2枚

横浜地方検察庁川崎支部検察官
令和6年検第2570号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑事件（令和7年領第288号）
1. 現金990,000円

東京地方検察庁立川支部検察官
令和5年検第7916号大麻取締法違反被疑事件（令和5年外領第3819号）
1. 原動機付自転車1台 2. 鍵1本 3. 携帯電話機3台「以上受還付人宮内 翼」
令和6年検第25077号道路交通法違反被告事件（令和7年外領第184号）
1. 自動車1台 2. 自動車検査証1通「受還付人MAT IWALA WALAWWE CHANNA HARSHANA BANDARA RAMBUKWELELLA」
3. エンジンキー1個 4. ナンバープレート2枚「受還付人DODAMPE GAMAGE DANUSHKA SADUN KUMARA PERERA」

立川区検察庁検察官
令和7年検第20038号道路交通法違反被告事件（令和7年外領第885号）
1. 自動車1台 2. エンジン鍵1個

名古屋地方検察庁検察官
令和6年検第111258号大麻取締法違反被疑事件（令和7年領第795号）
1. 現金1,018,000円 2. 覚醒剤0.127g

前橋地方検察庁太田支部検察官
令和6年検第646号大麻取締法違反被告事件（令和6年領第282号）
1. 現金11,176,500円 2. 健康保険被保険者証1通「受還付人佐々木俊平」
3. 健康保険被保険者証1通「受還付人水谷佳成」

山口地方検察庁宇部支部検察官
令和7年検第122号組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被疑事件（令和7年領第49号）
1. 現金5,065,000円 2. 封筒3枚

富山地方検察庁検察官
令和7年検第100323号窃盗被疑事件（令和7年領第56号）
1. ポリ袋13枚 2. ポリ袋22袋 3. 医薬品38個 4. 商品サンプル4個 5. 歯ブラシ226個 6. 日焼け止め114個 7. ハンドクリーマー39個 8. 全身薬用クリーム8個 9. 制汗剤13個 10. 芳香剤9個 11. プラスチック容器2個 12. 健康食品18個 13. 保湿ジェル18個 14. 美容液9個 15. 保湿クリーム7個 16. ガム10個 17. 髭剃り13個 18. ゼリー1個 19. 薬用スキンケアクリーム5個 20. 薬用ハミガキ13個 21. レジ袋1袋 22. ビニール袋1袋 23. ベットボトル2本 24. アルミ缶1本 25. コーヒージャグ1個 26. 財布1個 27. キャッシュカード1枚 28. 在留カード1枚 29. 通知カード1枚 30. I Cカード1枚 31. レシート2枚 32. 現金18,785円 33. 2000ルピア紙幣1枚 34. 米1ドル紙幣2枚 35. 鍵1本

和歌山地方検察庁検察官
令和3年検第553号電子計算機使用詐欺、窃盗被疑事件（令和3年領第858号）
1. 現金497,000円 2. 現金499,000円 3. 現金500,000円 4. 現金500,000円 5. 現金500,000円 6. 現金500,000円 7. 現金500,000円 8. 封筒10袋 9. 利用明細等73枚 10. エンジンキー1個 11. メモ紙1枚 12. 領収書等78枚 13. 利用証明2枚 14. キャッシュカード31枚「受還付人ダンクアン ヴィン、NGUYEN DUC TUYEN、ハナシ アツシ、サクライ ミノル、ドズイ カン、キタハラ カズヒコ、ヒラタ イクコ、タニガワ ケイイチ、サノ リヨウスケ、カマタ キヨウコ、ヒグラシ ケンタ、オオヒラタクヤ、コヤケ キヨミ、ナカムラ ヒロカツ、SHINICHI NARAKI、ブイ テイホー、ウミノ エイイチ、ナラキ シンイチ、ライ トアン チュン、ファン コン ドックテイン、カトウ ヒデオ、マツダ ケイコ、KAZUMI MATSUI、ナカノ スグル、コンドウ ヒロタカ」 15. 通帳18通「受還付人PHAN CONG DUC THINH、HO NGOC DUNG、LE DAI NGHIA、TRAN THI MY LE、NGUYEN XUAN QUYNH、LAI TOAN TR

UNG、CHU DUC THUONG、TO DUY THANH、NGUYEN DUY KHANH、DO DANG KHANH、BUI VAN NAM、PHAM TRI HIEU、DUONG THU NGAN、TRUONG VAN LINH、DO DUY KHANH、NGUYEN VAN HUNG、NGUYEN THI HA、NGUYEN THI LAN ANH」 16. 合成樹脂製袋（S I Mカード2枚等在中）1袋 17. ルームキー1枚 18. 取り出し券1枚 19. ポーチ1個 20. 紙袋2袋

長野地方検察庁上田支部検察官
令和7年検第300084号道路交通法違反被疑事件（令和7年領第126号）
1. 普通乗用自動車1台 2. リモコン1個 3. 自動車検査証入れ1個 4. 取扱説明書2冊 5. メンテナンスノート1冊 6. 1年定期点検用整備記録簿1枚 7. 2年定期点検用整備記録簿3枚 8. 履歴事項全部証明書1通 9. 改造等の概要1通 10. 紙片1枚 11. 改造概要等説明書5枚 12. 標準車諸元表1枚 13. カスタマイズ車外観四面図1通 14. 三菱特装車架装保証書2枚 15. ブースターケーブル2本 16. ナンバープレート用封印1個 17. ネジ3個 18. エンジンキー1個 19. 自動車検査証1通 20. 1年定期点検用整備記録簿1通 21. 自動車税申告書1通 22. 自動車損害賠償責任保険証明書1通 23. 保管場所標章番号通知書1通

有権者申出方

元当局所属公証人樹下芳博の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年6月16日 岐阜地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月16日

北陸地方整備局 高松 諭

- 1 処分をした年月日 令和7年5月12日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 エイベック株式会社 南 満 富山県富山市上飯野12-6 国土交通大臣許可（般一6）第18427号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（とび・土工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実 令和7年5月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第70659号

東京都足立区千住5丁目32番4号

申立人 小野寺武司

本籍東京都足立区千住寿町61番地、最後の住所東京都足立区千住寿町4番3号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日推定令和元年8月8日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和29年8月8日、職業不明

被相続人 亡 高松 聰

事務所東京都新宿区市谷本村町2番11号外濠スカイビル5階 四谷外濠法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小川 宏

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第70761号

神奈川県横浜市瀬谷区ア久和西2丁目34番1号

申立人 西澤 隆男

本籍東京都新宿区水道町22番地、最後の住所東京都渋谷区富ヶ谷2丁目24番8号ジエント富ヶ谷303、死亡の場所神奈川県横浜市泉区、死亡年月日令和6年12月13日、出生の場所神奈川県横浜市瀬谷区、出生年月日昭和49年4月23日、職業会社員

被相続人 亡 河野佐裕里

事務所東京都港区西新橋1丁目23番9号河野ビル5階 信和法律事務所

相続財産清算人 弁護士 本間 博子

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第90329号
東京都西東京市田無町7-20-27-302
申立人 上野 好一

本籍東京都福生市大字熊川1380番地1、最後の住所東京都福生市大字熊川1380番地1グリーンコープ武藏丘301号室、死亡の場所東京都昭島市、死亡年月日令和6年12月22日、出生の場所北海道空知郡三笠町、出生年月日昭和21年11月29日、職業無職

被相続人 亡 上野 厚子

事務所東京都町田市原町田1丁目1番3号ハイストーンビル303弁護士法人ノア まちだ駒津法律事務所

相続財産清算人 弁護士 駒津 彩果
催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第507号

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

申立人 京都市長 松井 孝治

本籍京都市下京区間之町通七条下る材木町503番地、最後の住所京都市伏見区深草仙石屋敷町27番地の3、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和6年2月16日、出生の場所京都市東山区、出生年月日昭和43年9月2日、職業不明

被相続人 亡 川勝 匡智

事務所京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町263 京榮烏丸ビル7階 つかさ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 稲垣 真咲

催告期間満了日 令和8年1月9日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第10028号

和歌山県西牟婁郡白浜町2303

申立人 コーポみづほ住宅管理組合法人
本籍和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2362番地3、最後の住所和歌山県西牟婁郡白浜町2303番地の1 コーポみづほ208号、死亡の場所和歌山県西牟婁郡白浜町、死亡年月日令和5年12月以下不詳、出生の場所大阪府吹田市、出生年月日昭和21年1月11日、職業無職

被相続人 亡 加藤 貞彬

事務所和歌山県田辺市秋津町205番地の9

相続財産清算人 司法書士 松下 哲也

催告期間満了日 令和7年12月26日

和歌山家庭裁判所田辺支部

令和7年(家)第6020号

群馬県太田市西長岡町728番地

申立人 特定非営利活動法人ほほえみの会
本籍群馬県みどり市笠懸町西鹿田900番地4、最後の住所群馬県みどり市笠懸町鹿3033番地1 特別養護老人ホーム かさかけの里、死亡の場所群馬県みどり市、死亡年月日令和6年12月31日、出生の場所群馬県山田郡大間々町、出生年月日昭和12年2月25日、職業無職

被相続人 亡 野本 源司

事務所群馬県太田市浜町12番1 三光ビル301号室

相続財産清算人 司法書士 萩野 裕司
催告期間満了日 令和7年12月26日

前橋家庭裁判所桐生支部

令和7年(家)第6021号

群馬県太田市西長岡町728番地

申立人 特定非営利活動法人ほほえみの会
本籍群馬県前橋市小坂子町2409番地115、最後の住所群馬県桐生市相生町2丁目258番地の31、死亡の場所群馬県桐生市、死亡年月日令和6年11月11日、出生の場所群馬県桐生市、出生年月日昭和43年1月28日、職業無職

被相続人 亡 関口 一雄

事務所群馬県太田市浜町12番1 三光ビル301号室

相続財産清算人 司法書士 萩野 裕司
催告期間満了日 令和7年12月26日

前橋家庭裁判所桐生支部

令和7年(家)第80066号

埼玉県川口市朝日5-13-7

申立人 第一コーポサンキョウ管理組合
本籍茨城県石岡市石岡399番地、最後の住所埼玉県川口市朝日5丁目13番7-303号第一コーポサンキョウ、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和4年2月24日、出生の場所茨城県新治郡石岡町、出生年月日昭和11年3月17日、職業不明

被相続人 亡 鈴木 宏

事務所埼玉県川越市並木新町7-1 ガーデンパレス202南古谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 遠藤 浩紀

催告期間満了日 令和8年1月6日

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第30138号

大分市六坊北町5番15-1号

申立人 野田サユミ

本籍千葉県八千代市米本1359番地、最後の住所千葉県八千代市米本1359番地米本団地3街区29棟110号、死亡の場所千葉県八千代市、死亡年月日推定令和6年4月18日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和19年4月9日、職業無職

被相続人 亡 福森 立身

事務所大分市中島西3丁目2番26号 大分弁護士ビル3階 弁護士法人平山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三宮 義博

催告期間満了日 令和8年1月26日

千葉家庭裁判所

令和7年(家)第30053号

千葉県市川市八幡1丁目1番1号

申立人 市川市

本籍千葉県市川市柏井町1丁目1257番地、最後の住所千葉県市川市柏井町2丁目758番地2、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日平成26年1月1日、出生の場所千葉県市川市、出生年月日昭和37年1月3日、職業不明

被相続人 亡 中里 初代

事務所千葉市中央区中央3丁目10番6号北野京葉ビル8階真田・中間・谷中綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中間 一裕

催告期間満了日 令和8年1月23日

千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第70700号

埼玉県さいたま市北区柳引町2-574-2グランアージュ大宮730

申立人 矢畠 一夫

本籍群馬県渋川市渋川2176番地、最後の住所東京都練馬区光が丘3丁目7番7-601号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和7年1月6日頃、出生の場所東京都武蔵野市、出生年月日昭和31年11月8日、職業無職

被相続人 亡 矢畠 律子

事務所東京都中野区中央3丁目39番1号たんぽぽ館1F たんぽぽ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 元倉美智子

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第90232号

東京都八王子市子安町1-27-23

申立人 宮寄 保則

本籍東京都青梅市大門1丁目775番地、最後の住所東京都青梅市大門1丁目775番地、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日推定令和7年2月10日、出生の場所東京都青梅市、出生年月日昭和34年9月29日、職業薬剤師
被相続人 亡 本橋 和泉

事務所東京都日野市高幡1番地の16アネックス千寿201 高幡法律事務所

相続財産清算人 弁護士 谷口 朋子

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90357号

東京都国立市泉4丁目2番地の1

申立人 葛見 大幾

本籍京都府京都市中京区新京極通三条下る桜之町419番地、最後の住所東京都国立市富士見台4丁目17番地の6-3-414、死亡の場所東京都福生市、死亡年月日令和6年1月26日、出生の場所京都府京都市左京区、出生年月日昭和14年9月22日、職業無職
被相続人 亡 田村 恒夫

事務所東京都町田市中町1-2-2 森町ビル4階工藤総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 工藤 隆

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第15047号

新潟県長岡市長町1丁目2番地6-403エステート福寿403号室

申立人 羽賀 大藏

本籍新潟県長岡市今朝白1丁目879番地3、最後の住所新潟県長岡市長町1丁目2番地6-403エステート福寿403号室、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日令和6年9月17日、出生の場所新潟県長岡市、出生年月日昭和11年6月18日、職業無職

被相続人 亡 羽賀 龍介

事務所新潟県長岡市幸町1丁目3番10号高野法律事務所

相続財産清算人 高野 育

催告期間満了日 令和7年12月28日

新潟家庭裁判所長岡支部

令和7年(家)第1417号
奈良県生駒郡三郷町勢野北2丁目2番33号
申立人 松井 英二
本籍富山県富山市西町10番地、最後の住所不明、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日平成11年9月23日、出生の場所富山県富山市、出生年月日大正9年11月5日、職業不明
被相続人 亡 小杉 正雄
富山市千石町2丁目9番7号
相続財産清算人 弁護士 今村 元
催告期間満了日 令和7年12月26日
富山家庭裁判所

令和7年(家)第40054号
長野県安曇野市穂高柏原1727番地10
申立人 布山 正明
本籍長野県安曇野市三郷小倉4077番地、最後の住所長野県安曇野市三郷小倉4077番地、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日令和7年2月15日、出生の場所長野県松本市、出生年月日昭和30年1月26日、職業無職
被相続人 亡 布山 啓子
事務所長野県松本市中央3-11-1 ハヤマビル2階 神戸法律事務所
相続財産清算人 弁護士 土屋 学
催告期間満了日 令和8年1月5日
長野家庭裁判所松本支部

令和7年(家)第7017号
静岡県富士市久沢794番地の23横山法律事務所
申立人 弁護士 横山 正樹
本籍山梨県南巨摩郡南部町中野2500番地、最後の住所静岡県富士市原田1350番地の16 鑑石園、死亡の場所静岡県富士市、死亡年月日令和5年12月27日、出生の場所山梨県南巨摩郡睦合村、出生年月日昭和6年6月20日、職業無職
被相続人 亡 若尾 六郎
静岡県富士市久沢794番地の23横山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 横山 正樹
催告期間満了日 令和8年1月26日
静岡家庭裁判所富士支部

令和7年(家)第20077号
静岡県磐田市福田中島1342番地4
申立人 平野 幸雄
本籍静岡県磐田市福田中島1342番地1、最後の住所静岡県磐田市福田中島1342番地4、死亡の場所静岡県磐田市、死亡年月日令和6年

5月28日、出生の場所静岡県磐田郡福田町、出生年月日昭和15年11月15日、職業無職
被相続人 亡 平野 一男
浜松市中央区中央1丁目18番4号 ウィステリアピーク201号 さなる法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 淳
催告期間満了日 令和8年1月17日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第7200号
名古屋市中区丸の内3丁目19番12号 久屋パークサイドビル903号 ソレイユ法律事務所
申立人 篠田 達也
本籍名古屋市中川区大当郎3丁目1116番地、最後の住所名古屋市中川区大当郎3丁目1116番地、死亡の場所名古屋市守山区、死亡年月日令和6年12月30日、出生の場所名古屋市中川区、出生年月日昭和55年8月28日、職業無職
被相続人 亡 高橋秀一郎
事務所名古屋市東区泉2丁目27番14号 関電不動産高岳ビル3階 プナの森法律事務所
相続財産清算人 弁護士 須田悠花子
催告期間満了日 令和8年1月16日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7215号
名古屋市東区東新町1番地
申立人 中部電力パワーグリッド株式会社
本籍名古屋市北区長喜町4丁目17番地、最後の住所名古屋市中村区則武2丁目26番14号、死亡の場所愛知県愛知郡長久手町、死亡年月日平成18年4月13日、出生の場所愛知県西加茂郡三好村、出生年月日大正11年2月15日、職業不明
被相続人 亡 神谷 高
事務所名古屋市中区丸の内3丁目17番4号 第11K Tビル2階B室 山田洋嗣法律事務所
相続財産清算人 弁護士 天白 達也
催告期間満了日 令和8年1月22日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第83号
三重県四日市市中里町24番地11
申立人 西澤 久子
本籍三重県四日市市大字塩浜437番地、最後の住所三重県津市片田長谷町140番地16、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和6年11

月16日、出生の場所三重県四日市市、出生年月日昭和33年3月4日、職業無職
被相続人 亡 伊藤 容子
三重県四日市市三栄町1番14号 四日市駅前マンション201号 石川司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 石川 秀策
催告期間満了日 令和7年12月26日
津家庭裁判所

令和7年(家)第3024号
滋賀県東近江市八日市金屋3丁目1-22
申立人 松吉 嗣浩
本籍滋賀県東近江市野村町656番地、最後の住所滋賀県東近江市656番地、死亡の場所滋賀県東近江市、死亡年月日令和6年9月14日、出生の場所滋賀県神崎郡御園村、出生年月日昭和26年3月20日、職業無職
被相続人 亡 志賀 隆司
滋賀県彦根市佐和町3-15千祥ビル4階生駒法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐武 直子
催告期間満了日 令和8年1月23日
大津家庭裁判所彦根支部

令和7年(家)第541号
京都市中京区烏丸通東川上る少将井町222番地シカタオンズビルディング301号
申立人 近藤 純子
本籍京都市東山区今熊野南日吉町30番地、最後の住所京都市東山区今熊野南日吉町30番地の6、死亡の場所京都市東山区、死亡年月日令和6年10月7日、出生の場所京都市東山区、出生年月日昭和25年3月6日、職業無職
被相続人 亡 田中 康雄
事務所京都市西京区川島北裏町74-1 メイゾン桂東203 京都松田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松田 哲郎
催告期間満了日 令和8年1月9日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第1075号
和歌山市黒田21-2 グランメール黒田306号
申立人 中嶋 美樹
本籍和歌山県和歌山市善明寺601番地、最後の住所和歌山市西庄1056番地257、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日令和6年8月3日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和49年8月7日、職業自営業
被相続人 亡 中嶋 繁樹

和歌山市南中間町72番地 田中・手押法律事務所
相続財産清算人 弁護士 手押 誓哉
催告期間満了日 令和8年1月26日
和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第218号
愛媛県松山市南斎院町1290番地
申立人 一色 賢二
本籍愛媛県松山市北吉田町1089番地、最後の住所愛媛県松山市小栗4丁目3番3号、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日令和7年3月22日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和30年1月11日、職業無職
被相続人 亡 新山 尚典
事務所愛媛県松山市南斎院町1290番地
相続財産清算人 司法書士 一色 賢二
催告期間満了日 令和8年1月30日
松山家庭裁判所

令和7年(家)第7039号
福岡県太宰府市朱雀4丁目13番1号
申立人 石松 省三
本籍福岡県春日市松ヶ丘2丁目19番地、最後の住所福岡県筑紫野市天拝坂6丁目12番地3 フレグラス天拝102号、死亡の場所福岡県筑紫野市、死亡年月日令和6年12月12日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和35年10月7日、職業不明
被相続人 亡 石松 剛
事務所福岡県福岡市博多区博多駅前1-11-27 AS OFFICE 博多
相続財産清算人 弁護士 村上 可奈
催告期間満了日 令和8年2月16日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7042号
福岡県大野城市大城4丁目10番10号
申立人 倉地 雅人
本籍福岡県大野城市大城4丁目10番、最後の住所福岡県大野城市大城4丁目10番10号、死亡の場所福岡県大野城市、死亡年月日令和6年10月12日、出生の場所佐賀県三養基郡中原村、出生年月日昭和37年1月25日、職業無職
被相続人 亡 倉地 和美
事務所福岡県福岡市中央区大名2-8-18 天神パークビル4階
相続財産清算人 弁護士 村山 博俊
催告期間満了日 令和8年2月16日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第40050号

盛岡市肴町8番18号 2階

申立人 高橋 正勝

本籍岩手県盛岡市東桜山10番、最後の住所盛岡市東桜山10番5号、死亡の場所岩手県紫波郡矢巾町、死亡年月日令和6年8月1日、出生の場所青森県上北郡野辺地町、出生年月日昭和37年9月1日、職業無職

被相続人 亡 田中 満

事務所盛岡市肴町8番18号 2階 高橋法務

司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 高橋 正勝

催告期間満了日 令和8年1月15日

盛岡家庭裁判所

令和7年(家)第20044号

栃木県宇都宮市滝谷町19番20号 福井ビル
2・2階 佐山法律事務所

申立人 弁護士 佐山 大輔

本籍栃木県塙谷郡高根沢町大字宝積寺1739番地5、最後の住所栃木県さくら市鍛冶ヶ澤269番地1 桜ふれあいの郷、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和7年2月10日、出生の場所栃木県塙谷郡高根沢町、出生年月日昭和42年9月9日、職業無職

被相続人 亡 荒井 明子

事務所栃木県宇都宮市滝谷町19番20号 福井ビル2・2階 佐山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐山 大輔

催告期間満了日 令和8年1月9日

宇都宮家庭裁判所

令和7年(家)第9011号

旭川市神楽2条4丁目2番6号

申立人 乙部 富子

本籍北海道旭川市神楽5条3丁目、最後の住所旭川市神楽2条4丁目2番10号、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日令和6年8月22日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和6年4月6日、職業無職

被相続人 亡 駒西瑠璃子

旭川市4条通7丁目793-1 グラン旭川2階はしもと法律事務所

相続財産清算人 弁護士 橋本幸太郎

催告期間満了日 令和8年1月31日

旭川家庭裁判所

令和7年(家)第9005号

秋田県大仙市戸地谷字赤闕115番地

申立人 千葉 秀光

本籍秋田県大仙市戸地谷字天ヶ沢141番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所秋田県大仙市、死亡年月日平成30年6月23日、出生の場所秋田県仙北郡高梨村、出生年月日昭和24年9月22日、職業電気工事店経営

被相続人 亡 千葉 正喜

秋田県大仙市大曲須和町2丁目3番21-5号

佐々木優法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐々木 優

催告期間満了日 令和8年1月16日

秋田家庭裁判所大曲支部

令和7年(家)第10101号

東京都千代田区大手町1丁目9番4号

申立人 株式会社日本政策金融公庫

本籍埼玉県所沢市東所沢1丁目9番地5、最後の住所埼玉県所沢市東所沢5丁目15番地の28、死亡の場所埼玉県所沢市、死亡年月日令和6年6月1日から10日ころまでの間、出生の場所東京都中野区、出生年月日昭和40年12月15日、職業会社代表者

被相続人 亡 鳴添 一彰

事務所埼玉県所沢市くすのき台3-12-6-211 奥田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 奥田 圭一

催告期間満了日 令和7年12月26日

さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第80号

埼玉県入間郡毛呂山町大字市場1052番地4

申立人 特定非営利活動法人高齢者・障害者サポートクラブ

本籍東京都新宿区愛住町1番地2、最後の住所埼玉県入間郡毛呂山町大字市場1094番地1 第2光風寮、死亡の場所埼玉県入間郡毛呂山町、死亡年月日令和7年3月15日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和24年5月15日、職業無職

被相続人 亡 内田 泰子

事務所埼玉県飯能市仲町12-9 芳本ビル6階 こだまや法律事務所

相続財産清算人 弁護士 本間 由也

催告期間満了日 令和8年1月9日

さいたま家庭裁判所飯能出張所

令和7年(家)第163号

千葉県南房総市山下300番地

申立人 竹内 修平

本籍千葉県南房総市山下300番地、最後の住所千葉県南房総市山下300番地、死亡の場所千葉県南房総市、死亡年月日推定令和5年4月8日、出生の場所千葉県館山市、出生年月日昭和61年6月30日、職業農業

被相続人 亡 植松 恭兵

千葉県木更津市大和1丁目1番1号おおつビル4階 プルメリア国際法律事務所

相続財産清算人 弁護士 塚本 秀夫

催告期間満了日 令和8年1月27日

千葉家庭裁判所館山支部

令和7年(家)第70714号

東京都荒川区荒川3丁目79番7号

申立人 城北信用金庫

本籍東京都葛飾区水元3丁目3番、最後の住所東京都足立区東綾瀬3丁目8番13号ケイツウレジデンス405、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和6年8月23日、出生の場所福岡県嘉穂郡二瀬町、出生年月日昭和30年9月24日、職業不明

被相続人 亡 山科 英夫

事務所東京都千代田区丸の内2丁目4番1号丸の内ビルディング11階1111区 丸ビル綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 関谷 文隆

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第1050号

愛知県東海市大田町後田1054番地太田川ビル205号 弁護士法人太田川法律事務所

申立人 田中 亮次

本籍愛知県知多郡南知多町大字豊浜字中村26番地、最後の住所愛知県半田市栄町1丁目23番地コープ若葉104号、死亡の場所愛知県半田市、死亡年月日令和4年5月19日、出生の場所愛知県半田市、出生年月日昭和51年3月11日、職業会社員

被相続人 亡 家田 諭尚

催告期間満了日 令和8年1月6日

名古屋家庭裁判所半田支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第2号

群馬県太田市原宿町4222番地1

申立人 東毛重機株式会社

代表者代表取締役 對比地紀仁

権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月18日

令和7年5月29日 前橋簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 O647775

金額 240,000円

支払期日 令和7年2月15日

支払地 群馬県前橋市

支払場所 群馬銀行本店営業部

振出日 令和6年9月30日

振出地 群馬県前橋市

振出人 株式会社ニッパンレンタル 代表取締役 石塚 春彦

受取人 申立人

最終所持人 申立人

失踪宣告

令和6年(家)第59号

本籍福島県会津若松市大戸町大字芦牧514番地、最後の住所福島県会津若松市大戸町大字芦牧字峰516番地の5

不在者 大竹 千恵

昭和27年9月14日生

令和7年5月23日失踪宣告審判確定

福島家庭裁判所会津若松支部裁判所書記官

令和6年(家)第316号

本籍埼玉県所沢市大字北秋津96番地1、最後の住所埼玉県所沢市大字北秋津96番地の1

リーベスト所沢901

不在者 茂木 昌

昭和37年7月28日生

令和7年5月23日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所川越支部裁判所書記官

令和6年(家)第1390号
本籍東京都杉並区成田西1丁目745番地、最後の住所東京都日野市南平1丁目35番地の4不在者 上田 俊二
昭和6年11月20日生
令和7年5月17日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官
令和6年(家)第2689号
本籍埼玉県さいたま市大宮区大門町3丁目51番地、最後の住所山口県以下不明
不在者 小曾根英子
昭和11年11月21日生
令和7年5月20日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官
令和6年(家)第139号
本籍福井県坂井市丸岡町小黒第25号16番地、最後の住所福井県坂井市丸岡町里丸岡2丁目102番地4
不在者 浅海 孝久
昭和26年7月10日生
令和7年5月22日失踪宣告審判確定
福井家庭裁判所裁判所書記官
令和6年(家)第1031号
本籍高知県土佐市永野1500番地、最後の住所
京都市東山区大和大路道四条下る4丁目小松町557番地1
不在者 矢野 スマ
大正5年1月28日生
令和7年5月24日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官
令和6年(家)第629号
本籍福岡県太宰府市宰府1丁目2291番地、最後の住所福岡市南区井尻5丁目7番21号
不在者 門林 志郎
昭和23年4月6日生
令和7年5月20日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官
令和6年(家)第39号
本籍大阪府大阪市城東区鴨野西4丁目139番地、最後の住所佐賀県西松浦郡西有田町曲川丙4062番地17
不在者 清水 千里
昭和6年2月20日生
令和7年5月22日失踪宣告審判確定
佐賀家庭裁判所武雄支部裁判所書記官

令和6年(家)第87号
国籍カナダ(日本においての本籍沖縄県中頭郡北谷町字吉原13番地)、最後の住所東京都足立区弘道2丁目12番3号橋本荘201号
不在者 TABA MASANOBU(田場正信)(タバマサノブ)
西暦1946年3月27日生
令和7年5月17日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官
令和6年(家)第10号
本籍和歌山県和歌山市東長町9丁目56番地、最後の住所沖縄県石垣市新栄町54番地19仲嶺マンション403
不在者 富山 晴夫
昭和28年7月1日生
令和7年5月22日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所石垣支部裁判所書記官
除 権 決 定
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
令和7年(へ)第1号
広島市西区草津東2丁目16番12-604号
申立人 岡田 二昌
権利の届出の終期 令和7年5月9日
令和7年5月13日 西条簡易裁判所
(別紙) 目 錄
(1)不動産の表示
①土地 西条市氷見字下米田丙440番1
田 535平方メートル
②土地 西条市氷見字下米田丙440番5
宅地 188.72平方メートル
(2)登記年月日番号 松山地方法務局西条支局昭和
7年10月13日受付第2200号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 永小作権設定
原因 昭和7年9月22日設定
小作料 1年玄米3石4斗8升
支払期 每年12月末日
存続期間 25年
永小作権者 松山市武番町59番地
村上春太郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第87号

青森県八戸市大字廿六日町12番地1号

債務者 中外印刷株式会社

代表者代表取締役 伊藤 齊

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 立花 康雄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時30分

令和7年(フ)第1348号

横浜市戸塚区戸塚町898番地1

債務者 株式会社健理工業

代表者代表取締役 西尾 健一

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池田 博毅
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第271号

川崎市宮前区初山2丁目26番2-2号

債務者 株式会社権

代表者代表取締役 栄 仁権

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柳町 大介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前10時30分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第134号

金沢市湊4丁目14番地3

債務者 株式会社ゴールドパートナー

代表者代表取締役 山守 昌光

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 乾 とも
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後1時30分

金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第762号

東京都稲城市東長沼422番地の5セイシェル

203号

債務者 株式会社A-T-E-C

代表者代表取締役 豊住 英明

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗原 亮介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第63号	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久田 浩誌 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時15分 京都地方裁判所第5民事部破産係
岐阜県大垣市長松町1039番地4、前本店所在地岐阜県大垣市牧野町3丁目125番地の1 債務者 株式会社ヒューマニック 代表者代表取締役 島岡 直輝	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今尾 大祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後1時30分 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和7年(フ)第2201号	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾島 史賢 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後2時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第84号	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内山 淑恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11時30分 釧路地方裁判所民事部
令和7年(フ)第117号	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中島 健一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11時15分 名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(フ)第462号	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 沢田 正寿 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11時15分 京都市北区西賀茂北鎮守菴町121番地 債務者 株式会社コウリョウ 代表者代表取締役 河野 弘

1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梅山 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前11時50分 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年6月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小河原 亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前10時30分 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第362号	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿久津正巳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後3時 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第2017号	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩永 勝太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後3時 名古屋市中区錦1丁目7番31号 山田ビル4F
令和7年(フ)第2239号	1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河合 慎太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時50分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2274号	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野健太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2277号	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宝電気 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2265号	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森本 純 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2373号	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 勝也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第149号	1 決定年月日時 令和7年6月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川島 優理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前10時50分 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第305号	1 決定年月日時 令和7年6月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片岡 優理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後3時 群馬県前橋市富士見町小沢555番地 債務者 アサヒペイント有限会社 代表者取締役 中村 時治
令和7年(フ)第108号	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 江越 和信 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後3時 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第108号	三重県津市安濃町田端上野1097番地30 債務者 株式会社S T S 代表者代表取締役 安川 正信 1 決定年月日時 令和7年6月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 室木 徹亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月10日午前11時 津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第105号	茨城県石岡市北府中1丁目8番32号 債務者 有限会社デザート・ヘリテージ 代表者代表取締役 鈴木 真里 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹村 幸恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月11日午後2時10分 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第116号	群馬県伊勢崎市宮子町3138 債務者 株式会社しろくま不動産 代表者代表取締役 佐藤 樹 1 決定年月日時 令和7年6月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱口 仁徳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月11日午前10時15分 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第2465号	大阪府豊中市穂積2丁目12番10号 債務者 有限会社三協テクノ 代表者取締役 小畠 宝造 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀内 聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月11日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第19号	広島県庄原市西城町三坂651番地5 債務者 株式会社B T M 代表者代表取締役 山口 和男 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 溝手 康史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月12日午前11時 広島地方裁判所三次支部

令和7年(フ)第686号	名古屋市熱田区三本松町18番25号 ハイツ柴苑301号 債務者 株式会社S H I M A D A 代表者代表取締役 島田 根誉 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 深津 治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月16日午前10時 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第524号	横浜市旭区川井本町88番地6 債務者 株式会社ウイングル 代表者代表取締役 塚本 晴久 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 友久 康弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月2日午後1時10分 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第107号	群馬県太田市山之神町613番地5 債務者 有限会社ラクーン・ドッグ 代表者代表取締役 笠原 瑞 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 落合 圭子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午後1時30分 甲府地方裁判所民事部
令和7年(フ)第909号	名古屋市天白区原1丁目1511番地 ダイアパレス原Ⅲ番館703号 債務者 株式会社マニー 代表者代表取締役 野口 小夜 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 愛子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月7日午前10時10分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第129号	福井県越前市京町3丁目1番3号 債務者 有限会社萬谷 代表者代表取締役 萬谷 宏治

令和7年(フ)第207号	1 決定年月日時 令和7年6月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川上 賢正 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月30日午前10時10分 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第2401号	大阪市阿倍野区阿倍野筋2丁目4番37-906号 債務者 株式会社エル・バランス 代表者代表取締役 計 洋平 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒井 雄作 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1074号	名古屋市南区三条2丁目5番10号 サントロペ三条1F 債務者 合同会社ARGOSS. 代表者代表社員 每田 猛 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 愛子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月7日午前10時10分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第267号	岡山市南区妹尾3390番地7 債務者 株式会社西村建設 代表者代表取締役 金城 達博 1 決定年月日時 令和7年6月5日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 廣井 雅治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月7日午後1時30分 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1098号	名古屋市港区本宮町2丁目38番地の6 宝本宮ハイツ202号 債務者 武藤 優樹 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 廣井 雅治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月3日午前11時10分 名古屋地方裁判所民事第2部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第508号

仙台市青葉区赤坂2丁目3番地の4
債務者 小川 勝彦

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前田 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前11時25分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第50号

青森県五所川原市大字漆川字袖掛45番地10
こがね(A)6号室、旧住所青森県つがる市柏下古川稲森63番地1
債務者 野澤美保子

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂田 勝幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和7年(フ)第1098号

名古屋市港区本宮町2丁目38番地の6 宝本宮ハイツ202号
債務者 武藤 優樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 廣井 雅治
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第38号

富山市野口1267番地

- 債務者 タクミ商会こと 田中 工
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 銀谷 博志
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後2時15分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで
 富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第32号

長野県駒ヶ根市赤穂497番地1649
 債務者 小林美恵子

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 平島 史彦
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで
 長野地方裁判所伊那支部

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和7年(フ)第62号

島根県松江市八束町波入614番地9

債務者 中川 春代

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
 松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第182号

函館市東山町121-182、住民票上の住所北海道北斗市追分2丁目9番11号

債務者 安達 力弥

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで
 函館地方裁判所

令和7年(フ)第101号

山形県西村郡河北町谷地荒町東1丁目2番地の4 シャーメゾン河北町101

債務者 柴田 美里

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで
 山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第107号

山形県天童市長岡北3丁目5番45号 カーミ、シバタ5A 101号

債務者 佐藤 博志

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで
 山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第787号

愛知県瀬戸市北山町25番地 ビレッジハウス北山2-204、従前の住所愛知県瀬戸市東茨町80番地の15

債務者 丁野ヒロミこと CHONO ALEXANDER HIROMI

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第788号

愛知県瀬戸市北山町25番地 ビレッジハウス北山2-204、従前の住所愛知県瀬戸市東茨町80番地の15

債務者 丁野ヨシエこと CHONO LUCIANA YOSHIE

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第849号

愛知県津島市江東町3丁目128番地1

債務者 橋本 弘子

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第880号

愛知県春日井市高山町3丁目2番地5 アムール奈々105号

債務者 土井 初美

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第916号

名古屋市中村区靖国町2丁目91番地 希望マンション303号

債務者 南明 則光

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第918号

名古屋市西区名西1丁目20番10号 アンシャンテ210号

債務者 稲見 直子

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第930号

愛知県東海市富木島町東山田30番地の2 丸二アパート2F A

債務者 川久保敏子

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第957号

名古屋市千種区宮根台1丁目9番22号

債務者 木下 彩

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第974号

名古屋市天白区植田3丁目704番地 三旺マンション第6植田303号

債務者 川本愛理こと 厳 愛理

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第980号

名古屋市中川区畑田町2丁目6番地 市営畑田荘7棟510号

債務者 辻田美津子

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第996号 愛知県半田市鴉根町1丁目35番地の3 債務者 村上 朋広 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月27日午後1時20分	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月27日午後1時20分
令和7年(フ)第1013号 愛知県春日井市六軒屋町6丁目254番地1 サニーレジデンスⅢ202号 債務者 長見 雅哉 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	名古屋市昭和区鶴羽町3丁目22番地の9 N K御器所2-F号 債務者 野々屋光明 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	旭川地方裁判所民事部	旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1114号 名古屋市昭和区鶴羽町3丁目22番地の9 N K御器所2-F号 債務者 野々屋光明 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第1000号 北海道旭川市春光6条4丁目1番12号 サン クレールハイツ103 債務者 辻川 裕子 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月27日午後1時20分	旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1139号 名古屋市北区西味鋤4丁目557番地 市営西 あじま荘T4棟103号 債務者 小林 秋司 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第103号 北海道旭川市宮下通15丁目3番14-502号 である宮下東団地A棟 502 債務者 杉本 沙耶 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月11日午後1時20分	旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1048号 名古屋市港区港栄3丁目19番22号 債務者 鈴木 恵美 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第103号 北海道旭川市宮下通15丁目3番14-502号 である宮下東団地A棟 502 債務者 杉本 沙耶 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月14日午後1時20分	旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1053号 愛知県春日井市浅山町2丁目4番3-202号 債務者 岡田 治子 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第103号 北海道旭川市永山4条21丁目1番17号 永山 4.21ハイツ108号室 債務者 光田 由香 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月14日午後1時20分	旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第91号 岡山県倉敷市日ノ出町2丁目1番19号 パー シモンK206 債務者 山本 崇博 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第109号 北海道旭川市神居1条11丁目1番10号 サン ヒルズ202 債務者 佐藤 純太 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第94号 北海道旭川市末広東3条2丁目1番25号 G LPⅡ 201号室 債務者 渡邊かおり	旭川地方裁判所民事部	旭川地方裁判所民事部	旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1508号	大阪府四條畷市南野2丁目6番29号 グラン ドハイツ305、前住所京都府長岡市久貝1 丁目2番7号 ランプラス南長岡京 201 債務者 大塚 桃子
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
5 免責審尋期日 令和7年9月5日午後1時30分	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
令和7年(フ)第1976号	5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後1時30分
大阪府東大阪市俊徳町4丁目5番19号 カー サ田中 208号	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
債務者 青木 千夏(旧姓濱村)	4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時	5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	東京地方裁判所民事第20部
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第3594号
4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで	東京都墨田区錦糸1丁目17-10-526 パー クタウン1
5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後1時30分	債務者 金野 明美(旧姓豊田)
大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
令和7年(フ)第1976号	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
大阪府東大阪市俊徳町4丁目5番19号 カー サ田中 208号	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
債務者 青木 千夏(旧姓濱村)	4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時	5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	東京地方裁判所民事第20部
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第3606号
4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで	東京都江東区大島4丁目6-4-703
5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後1時30分	債務者 久下 栄一
大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
令和7年(フ)第2132号	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
大阪市東淀川区東中島2丁目13番5-403号	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
債務者 奥村 渉	4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時	5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	東京地方裁判所民事第20部
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第3612号
4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで	東京都江戸川区東小岩1丁目26-5 河野莊
5 免責審尋期日 令和7年9月5日午後1時30分	債務者 山下 織愛
大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
令和7年(フ)第2303号	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
大阪市生野区中川1丁目3番6号 グランパ シフィック今里II 601	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
債務者 吉永 圭佑	4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時	5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	東京地方裁判所民事第20部

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで	4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
5 免責審尋期日 令和7年9月5日午後1時30分	5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前11時
大阪地方裁判所第6民事部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3594号	令和7年(フ)第3650号
東京都墨田区錦糸1丁目17-10-526 パー クタウン1	東京都板橋区大谷口北町34-10-303
債務者 金野 明美(旧姓豊田)	債務者 堀 秀樹
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで	4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分	5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3606号	令和7年(フ)第3654号
東京都江東区大島4丁目6-4-703	東京都江戸川区松江1丁目9-22
債務者 久下 栄一	債務者 高津 文江
1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで	4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時	5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3612号	令和7年(フ)第3692号
東京都江戸川区東小岩1丁目26-5 河野莊	東京都大田区蒲田本町2丁目21-2-302
債務者 山下 織愛	債務者 鳴海伸太郎
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで	4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時	5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3613号	令和7年(フ)第3692号
東京都江戸川区松江7丁目14-10	東京都大田区蒲田3丁目12-15-101
債務者 山田 幸子	債務者 タナカ ユキエ カトウ
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで	4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分	5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3613号	令和7年(フ)第3693号
東京都江戸川区松江7丁目14-10	東京都新宿区高田馬場1丁目28-6-505
債務者 山田 幸子	債務者 高橋 有果
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで	4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前11時	5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3699号	令和7年(フ)第3699号
東京都新宿区高田馬場1丁目28-6-505	東京都新宿区高田馬場1丁目28-6-505
債務者 高橋 有果	債務者 高橋 有果
1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで	4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前11時	5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3700号 東京都大田区田園調布本町57-8 ターキーズ田園調布第2 203 債務者 加藤 浩子 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3709号 東京都江戸川区東葛西6丁目6-9-601 債務者 定免 由真 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3798号 東京都足立区青井4丁目41-3-104 債務者 大伴 岳宏 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3655号 東京都荒川区荒川5丁目11-17-702 債務者 追田 純 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3701号 東京都練馬区貫井2丁目28-14-201 債務者 武田 和世 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3712号 東京都中野区上高田2丁目56-13-101 債務者 高山 直久 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3810号 東京都江戸川区江戸川5丁目38-17 ヴィヴィ1101 債務者 飯村 純郎 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3706号 東京都港区南麻布4丁目2-25 T2Pα 110 債務者 別井由香里 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3702号 東京都町田市藤の台3丁目3-3-108 債務者 清水 隆志 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3718号 東京都墨田区墨田4丁目26-14 債務者 岩崎 晃一 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3816号 神奈川県横浜市鶴見区岸谷4丁目5-1 債務者 武田 茂敬 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8号 長野県下伊那郡下條村陽阜6262番地 破産者 小林 巨幸 1 決定年月日 令和7年6月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所飯田支部
令和7年(フ)第3705号 東京都足立区新田1丁目11-2 コートM&A Part 6 307 債務者 山之内 譲 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3792号 東京都江東区大島7丁目39-2-604 債務者 安藤 博之 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3651号 東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目17-13-206 債務者 北野 愛斗 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和5年(フ)第1874号 名古屋市中川区四女子町3丁目37番地 ルミエール103号、開始決定時の住所名古屋市中川区澄池町16番19号 破産者 戸松 恒 1 決定年月日 令和7年6月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第459号

岡山県備前市日生町寒河2458-116、住民票上の住所岡山県備前市日生町寒河2458番地55
破産者 倉本 浩昌
1 決定年月日 令和7年6月4日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第36号

岩手県宮古市長根3丁目2番20-202号 サンビレッジササキ
破産者 崑山 尊文
1 決定年月日 令和7年6月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所宮古支部

令和5年(フ)第46号

山形県長井市四ツ谷2丁目1番30-7号
破産者 岩崎 雄司
1 決定年月日 令和7年6月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

山形地方裁判所米沢支部

令和6年(フ)第22号

富山県高岡市下牧野377番地 ディアス下牧野C棟106号、開始決定時の住所富山県射水市大江334番地5
破産者 宮林正仁郎
1 決定年月日 令和7年6月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

富山地方裁判所高岡支部

令和6年(フ)第484号

静岡県浜松市中央区田尻町1049番地
破産者 伊藤 晃広
1 決定年月日 令和7年6月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和5年(フ)第489号

鹿児島市下福元町7121番地3、開始決定時の住所京都市中京区西ノ京春日町16番地の44
西ノ京スカイハイツ621号
破産者 末永豊太郎(破産手続開始決定時の姓
池内)
1 決定年月日 令和7年6月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第468号

兵庫県芦屋市業平町2番7-603号
破産者 谷岡 幸紀
1 決定年月日 令和7年6月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和4年(フ)第74号

広島県呉市山手1丁目10番14号
破産者 いっぷく庵こと大黒屋こと 山本 敏子
1 決定年月日 令和7年6月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所呉支部

令和6年(フ)第22号

岐阜県可児市土田4267番地366、前住所岐阜県美濃加茂市太田町2902番地2
破産者 片岡 衛
1 決定年月日 令和7年6月4日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和6年(フ)第44号

岐阜県可児市土田5267番地 レーベンラウム
601、従前の住所愛知県春日井市南下原町2
丁目18番地13
破産者 金村 龍徳
1 決定年月日 令和7年6月4日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和6年(フ)第200号

熊本市南区良町3丁目2番19号、開始決定時の住所熊本市南区御幸西2丁目2番15号
破産者 岩山 敏男
1 決定年月日 令和7年6月4日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第1714号

DISCOVERY CIELO BLOK
D82, PARIGI, PONDOK AR
EN, TANGERANG SELATAN,
BANTEN Republic of I
ndonesia、開始決定時の住所Tir
t Maya Residence D16/
17 Jl. Mangesti Raya R
T004/RW008, Gentan Bak
i, SAKURHAJIRO, JAWA Ten
gah 57556、日本における最後の住所名
古屋市南区豊2丁目37番13号
破産者 志治 康裕

1 決定年月日 令和7年6月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部
令和5年(フ)第4026号

大阪市此花区西九条1丁目34番17号、開始時
大阪府豊中市東寺内町11番23-1004号
破産者 福原 能敬

1 決定年月日 令和7年6月5日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第3551号

大阪市都島区都島南通2丁目1番4号 京橋
グリーンハイツ303号、開始決定時大阪府大
東市諸福7丁目2番1号 ファミール池上
308号
破産者 辻本 雅彦

1 決定年月日 令和7年6月5日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部
破産債権の届出期間及び一般
調査期日

令和5年(フ)第235号

福岡県小郡市山隈201番地25 ライフエス
テート由己102号、前住所佐賀県三養基郡み
やき町大字蓑原4783番地62
破産者 森岡 俊英

1 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
2 一般調査期日 令和7年9月1日前10時10
分
令和7年6月5日

福岡地方裁判所久留米支部

<p>令和7年(フ)第23号 大阪府岸和田市守町2丁目1番23-210号 破産者 水野 康弘 1 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで 2 一般調査期日 令和7年9月1日午後2時30分 令和7年6月4日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和7年(フ)第16号 北海道旭川市豊岡12条2丁目3番19号 N.Fビル2F 破産者 涌井 高幸 1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 2 一般調査期日 令和7年9月3日午後2時40分 令和7年6月6日 旭川地方裁判所民事部 令和6年(フ)第1359号 宮城県亘理郡亘理町字油田97番地4 破産者 伊藤 清美 1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 2 一般調査期日 令和7年8月29日午前11時15分 令和7年6月5日 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和6年(フ)第57号 愛知県北名古屋市九之坪竹田61番地 アネックス102号、前住所岐阜県可児市土田2545番地212 破産者 大島 卓二 1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 2 一般調査期日 令和7年9月2日午後2時45分 令和7年6月6日 岐阜地方裁判所御嵩支部 令和7年(フ)第13号 大阪府貝塚市三ツ松1215番地 3棟405号、前住所大阪府岸和田市中井町2丁目5番5号 破産者 住吉 龍一 1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 2 一般調査期日 令和7年9月1日午後1時30分 令和7年6月5日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和6年(フ)第354号 熊本市東区下江津7丁目7番10号 セイラ・ヴィラ・ルーチェ101号室、開始決定時の住所熊本中央区帯山2丁目6番22号 サンフェスタ帯山803号室 破産者 有高 謙一</p>	<p>1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 2 一般調査期日 令和7年9月9日午前10時 令和7年6月5日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和6年(フ)第485号 熊本市北区鶴羽田1丁目5番19号 破産者 一般社団法人みもら 1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 2 一般調査期日 令和7年8月7日午前10時 令和7年6月6日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和6年(フ)第332号 岩手県大船渡市大船渡町字明神前15番地8、前住所岩手県大船渡市大船渡町字新田50番地10 破産者 菅生 正一 1 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで 2 一般調査期日 令和7年9月30日午後1時30分 令和7年6月5日 盛岡地方裁判所第2民事部 令和6年(フ)第341号 兵庫県姫路市網干区和久276番地 破産者 尾野 隆幸 1 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで 2 一般調査期日 令和7年8月21日午前10時45分 令和7年6月5日 神戸地方裁判所姫路支部 令和6年(フ)第3703号 大阪府東大阪市鳥居町7番34-520号 破産者 南谷 亜希 1 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで 2 一般調査期日 令和7年9月1日午後1時30分 令和7年6月5日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第46号 岩手県奥州市水沢字桜屋敷西42番地13 破産者 千葉 健一 1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 2 一般調査期日 令和7年9月3日午後1時55分 令和7年6月5日 盛岡地方裁判所水沢支部 令和6年(フ)第1189号 神戸市垂水区多聞台3丁目18番16-101号、開始決定時の住所神戸市垂水区北舞子1丁目1番43号 破産者 稲葉 一司</p>	<p>小規模個人再生による再生手続開始 令和7年(再イ)第8号 北海道苫小牧市明野新町1丁目5番13号 シングルエース201 再生債務者 吉田 夏月 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部 令和7年(再イ)第17号 福島県須賀川市芹沢町68番地17 再生債務者 松浦 学 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月16日まで 福島地方裁判所郡山支部再生係 令和7年(再イ)第83号 千葉県八千代市大和田新田1097番地13 パルテール202号 再生債務者 森下 潤一 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月24日まで 千葉地方裁判所郡山支部再生係 令和7年(再イ)第87号 千葉県船橋市中野木2丁目10番1-310号 再生債務者 坂本 武彦 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月24日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>
---	--	--

令和7年(再イ)第9号 千葉県香取郡多古町多古472番地5 再生債務者 杉浦 一彦 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月24日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年6月6日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで 釧路地方裁判所帶広支部再生係	令和7年(再イ)第43号 千葉県松戸市小金清志町3丁目31番地 ジヨイハイツ203号 再生債務者 真山 薫 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年(再イ)第126号 名古屋市港区春田野3丁目607番地 シャトーB201号 (従前の住所)名古屋市港区当知3丁目804番地 再生債務者 植松 京介 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月10日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月22日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(再イ)第14号 茨城県稲敷郡阿見町大字鈴木122番地8 再生債務者 柳澤 智美 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年8月6日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年(再イ)第19号 三重県いなべ市員弁町大泉新田1370番地7 再生債務者 伊藤奈津美 1 決定年月日時 令和7年6月6日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで 津地方裁判所四日市支部	1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月22日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和6年(再イ)第336号 大阪府豊中市螢池中町2丁目5番8号 再生債務者 大西 一輝 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月23日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月23日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(再イ)第20号 三重県いなべ市員弁町大泉新田1370番地7 再生債務者 伊藤 康成 1 決定年月日時 令和7年6月6日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで 津地方裁判所四日市支部	1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月22日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(再イ)第36号 大阪府泉南市男里6丁目15番1-B1508号 再生債務者 松下 延幸 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで 旭川地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第11号 北海道帶広市西19条南2丁目16番8号 森田ハイツ102号室 再生債務者 平賀 和枝	1 決定年月日時 令和7年6月5日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月22日まで 津地方裁判所四日市支部	令和7年(再イ)第48号 岡山県玉野市沼45番地1 再生債務者 明田 雅之 1 決定年月日時 令和7年6月5日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月22日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(再イ)第26号 北海道旭川市神居3条16丁目2番6号 シャンノール神居201 再生債務者 石井 潔孝 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで 旭川地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第54号
兵庫県姫路市大塩町2054番地24
再生債務者 山中 淳

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年8月7日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第55号

兵庫県姫路市飯田477番地1

再生債務者 笹井 康行

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年8月7日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第19号

福岡県久留米市藤光町993番地1 サンリットスクエアⅡ201号

再生債務者 原岡 浩

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第20号

福岡県久留米市藤光町993番地1 サンリットスクエアⅡ201号

再生債務者 原岡 奈美

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第22号

福岡県久留米市御井町1593番地2 サニーヒル御井205号

再生債務者 宮原 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第39号

北九州市小倉南区大字母原727番地6

再生債務者 松浦 瞳

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第5号

福島県石川郡古殿町大字論田字上鶴巣103番地

再生債務者 渡邊 修

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月1日まで

福島地方裁判所白河支部再生係

令和6年(再イ)第201号

東京都国立市東4-2-5 ルシェル国立101号(住民票上の住所)神奈川県藤沢市藤沢4丁目5番11-8号

再生債務者 鈴木 昭仁

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第257号

横浜市青葉区榎が丘6番地1 エスポワール青葉台A-510

再生債務者 浦山由里子

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第15号

富山市経堂新町1番地91

再生債務者 大岩 考太

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで

富山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第35号

兵庫県姫路市安田2丁目20番地 泉マンション704

再生債務者 高橋 友男

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月8日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第7号

兵庫県宍粟市山崎町宇野458番地

再生債務者 三井 正一

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで

神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

令和7年(再イ)第2号

島根県出雲市塩治町876番地11

再生債務者 貞保 ブルノ タカオ (S I N B O BRUNO TAKAO)

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで

松江地方裁判所出雲支部

令和7年(再イ)第7号

山口県山陽小野田市大字東高泊2271番地5

再生債務者 高野 隼人

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで

山口地方裁判所宇部支部

令和7年(再イ)第6号

香川県高松市寺井町1083番地1 バビヤージュA-2

再生債務者 宮本 昌治

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月1日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(再イ)第8号

佐賀県鹿島市大字高津原3612番地5

再生債務者 山口 裕之

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月1日まで

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和5年(再イ)第160号

横浜市金沢区富岡東5丁目7番10-2号

再生債務者 森 仁示

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月19日まで

令和7年6月5日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第239号 横浜市泉区新橋町212番地5 再生債務者 本郷 健一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年6月6日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和6年(再イ)第578号 東京都墨田区墨田2-20-11-213 再生債務者 高橋 光彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月5日 東京地方裁判所民事第20部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 26日まで 令和7年6月5日 岐阜地方裁判所	令和7年(再イ)第1号 福島県西白河郡矢吹町東郷325番地17 再生債務者 本田 大介 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月6日 福島地方裁判所白河支部再生係
令和6年(再イ)第262号 横浜市磯子区磯子3丁目4番6-706号 再生債務者 玉虫 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年6月6日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年(再イ)第23号 東京都大田区蒲田3-3-22 Fハウス2号 再生債務者 大口 貴央 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月5日 東京地方裁判所民事第20部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 26日まで 令和7年6月5日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第104号 千葉県柏市手賀の杜1丁目15番地10 再生債務者 阿部 文明 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(再イ)第5号 横浜市鶴見区駒岡3丁目31番9号 再生債務者 高橋 遼太 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年6月6日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年(再イ)第28号 東京都豊島区東池袋4-18-2 望月方 再生債務者 上原 将司 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月5日 東京地方裁判所民事第20部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで 令和7年6月6日 仙台地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第137号 仙台市宮城野区岩切字三所北125番地の34 再生債務者 佐藤 太造 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和6年(再イ)第192号 千葉市若葉区小倉町1176番地4 再生債務者 川崎 準平 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月5日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(再イ)第3号 長野県植科郡坂城町大字中之条2519番地の1 再生債務者 三井 好幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 26日まで 令和7年6月5日 長野地方裁判所上田支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで 令和7年6月6日 仙台地方裁判所石巻支部再生係	令和6年(再イ)第110号 千葉県松戸市根本323番地の1 アール フィールズ松戸302号 再生債務者 加藤 大吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(再イ)第34号 千葉県船橋市本郷町421番地2 大塚ビル203 号 再生債務者 野口 米男 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月5日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(再イ)第4号 長野県千曲市大字戸倉1635番地4 再生債務者 西澤 利樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 26日まで 令和7年6月5日 長野地方裁判所上田支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで 令和7年6月6日 仙台地方裁判所石巻支部再生係	令和7年(再イ)第5号 北海道帯広市清流東1丁目2番地1 再生債務者 斎藤 拓哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月6日 釧路地方裁判所帯広支部再生係
令和7年(再イ)第59号 岐阜県美濃市2714番地17 再生債務者 辻 宏明 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月5日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(再イ)第9号 福岡県久留米市梅満町1166番地5 ブルーツ リーフラツツ202号 再生債務者 深川 真吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで 令和7年6月6日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで 令和7年6月6日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(再イ)第8号 千葉県流山市美原4丁目1195番地の72 再生債務者 渡邊 豪秀 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第18号 千葉県我孫子市高野山327番地 再生債務者 井出 優太 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(再イ)第17号 大阪府和泉市和気町1丁目8番15号 再生債務者 立羽真理子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 2日まで 令和7年6月4日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和7年(再イ)第2号 北海道旭川市北門町14丁目2144番地の104 再生債務者 池田 勇樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月5日 旭川地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第17号 大阪市生野区巽中2丁目16番22-501号 再生債務者 浦 祐介 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月5日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第2号 和歌山市野崎154番地5 メゾン南方202号室 再生債務者 岡 勇太 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月5日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第6号 和歌山县紀の川市下井阪234番地7 再生債務者 木志 仁

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月5日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(再イ)第4号 熊本県菊池市隈府645番地1 L a r g o 北原A201、旧住所熊本県山鹿市古閑1063番 地1 メゾンピノB202号 再生債務者 安武 由加 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年6月6日 熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係
令和7年(再イ)第3号 愛知県稻沢市祖父江町三丸渕寺東47番地8 再生債務者 黒田 祐一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月6日 名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(再イ)第1号 佐賀県杵島郡江北町大字山口4406番地6 再生債務者 副島 雄貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月6日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係
令和7年(再イ)第8号 京都府木津川市木津池田96番地5 再生債務者 阿部 智史 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで 令和7年6月5日 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和6年(再イ)第10号 滋賀県長浜市八幡中山町156番地29 ノース ウイング201号室、開始決定時の住所京都府 福知山市荒河東町71番地 ハイツのぞみ205 号 再生債務者 道木 直人 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで 令和7年6月6日 京都地方裁判所福知山支部個人再生係
令和6年(再イ)第8号 熊本市中央区新町3丁目7番20-1001号 C O R L U X新町 再生債務者 来代 勝仁 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 26日まで 令和7年6月5日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(再イ)第9号 兵庫県姫路市広畑区蒲田523番地12 再生債務者 岩本相順こと L E E S A N G S O O N 李 相順 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月6日 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(再イ)第23号 兵庫県加古川市平岡町新在家1817番地の2 ネオハイツ東加古川503号 再生債務者 三上 博之 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月6日 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(再イ)第40号 広島県東広島市西条町田口204番地89 再生債務者 丸山 謙吾 1 決議に付する再生計画案 令和6年12月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月5日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第1号 青森県黒石市吉乃町27番地2 再生債務者 神 守久 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月6日 青森地方裁判所弘前支部

